

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は国民健康保険に関する事務における個人情報ファイル取扱いに当たり個人情報保護ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の洩えいその他の事態を発生させるリスク低減させるために適切な措置を講じもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険システムへの外部者の不正アクセスを防止するため、ユーザ認証(ユーザID、生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。万一の不正操作があった場合も想定し、アクセスログをチェックし、早期発見、被害の拡大防止に迅速に対応できるようにしている。当該システムのサーバーは、入退室管理するサーバー室内においてラックに施錠した上で管理している。

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和5年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>1.資格・賦課関連業務</p> <p>①健康保険加入者を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成</p> <p>②住民基本台帳の異動等による国民健康保険資格取得又は喪失に係る届出、各種通知、職権確認等に基づく資格の取得喪失管理</p> <p>③資格の異動に伴う保険証及び高齢受給者証の発行、更新、切り替え、回収</p> <p>④国民健康保険加入者等の賦課関係情報を取得若しくは申告により入手し、賦課台帳を作成。賦課台帳の内容に基づき、国民健康保険料を決定、変更及び対象世帯の世帯主へ通知</p> <p>⑤国民健康保険料の減免等に関する申請による国民健康保険料の決定</p> <p>⑥高齢受給者証発行対象者の所得関連情報を取得し、窓口負担割合を判定</p> <p>⑦国民健康保険資格情報を庁内の各システムへ連携</p> <p>⑧災害や失業等の特別な理由により支払が困難な被保険者からの申請をうけ、調査を行い、結果に基づき一部負担金の減額又は免除の決定</p> <p>⑨国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会</p> <p>⑩国民健康保険加入及び脱退、保険証の再交付の手続きにおけるぴったりサービス(マイナポータルの一機能である検索・電子申請機能)を用いた電子データの受信</p> <p>2.給付関連業務</p> <p>①医療機関から提供される診療報酬明細書をもとに医療機関への支払</p> <p>②該当者からの申請により各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金及び葬祭費)の申請受付及び支払</p> <p>③被保険者からの申請に基づき、所得区分に応じた限度額適用認定証等を交付、発送</p> <p>④交通事故等の第三者(加害者)の行為が原因で被保険者(被害者)の医療費を千代田区が立て替えた場合、過失割合に応じて第三者(加害者)へ医療費を請求</p> <p>⑤不当利得による返還の請求</p> <p>⑥国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会</p> <p>3.収納管理関連業務</p> <p>①国民健康保険法に基づき賦課された国民健康保険料の収納情報の管理</p> <p>②過納金もしくは誤納金が生じた場合、還付・充当通知書の出力、納付義務者への通知</p> <p>③国民健康保険法、地方税法に基づき、納期限までに完納しない納付義務者に対し督促状の送付</p> <p>④国民健康保険法、地方税法、国税徴収法に基づき、国民健康保険料を滞納している納付義務者に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処分等</p> <p>⑤電話による納付勧奨</p> <p>⑥国民健康保険関係情報を中間サーバーへ提供又は照会</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、東京都国民健康保険団体連合会システム、検索・電子申請機能等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人資格ファイル、所得資産ファイル、賦課情報ファイル、電子申請ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法9条第一項別表第一の30の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、25条の2、26条及び26条の2</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97及び106 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、5、12条の3、15、19、20、25、33、43、44、46、49及び53条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部総務課法規担当 tel.5211-4138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課国民健康保険係 tel.5211-4204

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

